

## 12章. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針の[6]中心市街地の活性化の基本方針 参照 3. 中心市街地の活性化の目標 参照
	認定の手続き	基本計画は、三原市中心市街地活性化協議会と協議を行い、平成27年9月1日付けで意見の提出があった。 9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項 参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進については基本方針に即している。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業などが記載されていること	4から8までの全ての事業が記載されている。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標 参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、または、特定される見込みが高いこと	基本計画に記載のとおり、全ての事業について事業主体は概ね特定されている。今後事業の熟度を高めながら特定を確実なものにしていく。
	事業の実施スケジュールが明確であること	記載している事業が、基本計画期間内において完了もしくは着手できる見込みである。